

～子供を持つ保育士の就職・復帰を全力サポート！～

未就学児を持つ保育士を対象に保育料等をお貸しします！

1. 事業の目的

この事業は、未就学児を持つ保育士を対象に、保育士の子どもへの保育料や預かり支援の利用に必要な費用の一部を貸し付け、保育人材の確保、就業促進を図ることを目的とするものです。

2. 貸付の対象者

(1) 保育料の一部貸付（次のいずれかを満たす者）

※ただし保育士として週20時間以上の勤務を要する

- ① 未就学（小学校入学前）の子どもを持つ保育士であり、山梨県内（以下「県内」という）の保育所等に新たに勤務する者
- ② 県内の保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であり、産後休暇又は育児休業から復帰する者

(2) 子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付（次のすべてを満たす者）

- ① 未就学児を持ち、県内の保育所等を利用している者
- ② 保育所等の勤務の時間帯により、子ども預かり支援事業を利用する者

3. 貸付額等

(1) 保育料の一部貸付

【貸付額】

保育料の半額 ※ただし月額27,000円を上限とする

【貸付期間】

未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間であり、当該保育所等に勤務を開始した日から起算し1年間を限度とする

(2) 子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

【貸付額】

子どもの預かり支援（ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業等）に関する事業を利用した料金の半額

※ただし年額123,000円以内

【貸付期間】

未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間であり、2年間を限度とする

4. 申請書の提出期限

保育士として就職若しくは、復帰後2カ月以内に提出する必要があります。
2カ月以上経過している場合は受付できませんのでご注意ください。

5. 利子等

無利子

ただし、返還することになった場合、債務の返還期限を過ぎたときは
法廷利子に従い延滞利子を徴収します。

6. 返還の免除

県内の保育所等において児童の保護等に従事し、**2年間**引き続きその業務に
従事した場合は、返還が**全額免除**されます。

ただし、未就労、他産業への転就職、自己都合等で退職した場合は、貸付金
を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

7. 貸付の申請手続

貸付を希望する方は、「9. 申請先・問い合わせ先」に事前に連絡の上、申請
手続を行ってください。

※申請には「連帯保証人」が必要となります。連帯保証人は、県内に居住し

独立の生計を営む方で、返還債務を負担することができる方に限ります。

なお、申請者が未成年である時は、連帯保証人は、法定代理人（親権者等）
でなければなりません。

※申請様式は、山梨県社会福祉協議会ホームページよりダウンロードがで
きます。

山梨県社会福祉協議会ホームページ <http://www.y-fukushi.or.jp/>

働く・学ぶ → 各種資金の貸付 未就学児を持つ保育士に対する保育料等の貸

付事業 → 未就学児を持つ保育士に対する保育料等の貸付申請様式

8. 貸付金の交付

貸付決定後、貸付に伴う関係書類（貸付契約書等）、振込口座届が山梨県社会
福祉協議会に提出された後、指定口座に3か月分を一括してその最初の月に振
り込みます。

9. 申請先・問い合わせ先

〒400-0005

山梨県甲府市北新1丁目2-12（山梨県福祉プラザ4階）

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 福祉人材研修課

※9:00~17:00 土日・祝日・年末年始を除く

電 話 055-254-8654

FAX 055-254-8614